

改正 GX 推進法の施行に伴う目標設定型排出量取引制度の

対応に関する検討会議 議事概要

【日時】 令和8年2月

【方法】 書面開催

【出席者】 出席者名簿のとおり

【議事内容】

1 議事

改正 GX 推進法の施行に伴う目標設定型排出量取引制度の対応について

2 意見等

【提案内容の賛否】

反対意見なし。

【意見】

- ・事業者が直接排出分を電化により削減対策を行うことを考えると、電化による排出増を抑制する動機となるため、間接排出の電気などを県制度に残すことは良い。
- ・連携して排出量取引制度を実施している東京都の制度と対応が同じであると、事業者の理解、対応の両面において円滑に進むと考える。
- ・制度が複雑になるため、事業者への丁寧な説明に努めること。
- ・国制度と二重計上が生じないように、また、計算が複雑化しないようにすること。
- ・目標が頻繁に変動しない制度設計とすること。
- ・国と情報を共有して制度運営すること。
- ・2030年度以降も、この制度が存続することが脱炭素ならびに埼玉県の国際アピールの上でも重要である。
- ・計画制度で全ての実績を把握することから、今後の計画制度の活用が重要である。
- ・優良大規模事業所認定制度については、国制度対象者についても県内の脱炭素推進のため、引き続き柔軟に運用すること。